

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第21号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 警察本部の部長その他一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表(一)の職務の級8級以上に該当する職（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が就いている場合の職に限る。）</p>	<p>(内部組織の長に準ずる職)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 警察本部の<u>地域監</u>、部長その他一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表(一)の職務の級8級以上に該当する職（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が就いている場合の職に限る。）</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。